従業員の職業能力を高めるために

成長分野等人材育成支援事業 奨励金 をご活用ください

関連するものづくり分野の人材育成を強力に支援します~

成長分野等人材育成支援事業とは、健康、環境分野および関連するものづくり分野(医療機器、エコ家 電、LED、電気自動車関連など(※))において、雇用期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分 野から配置転換し、都道府県労働局長の認定を受けた職業訓練計画に基づき、Off-JT(通常の業務 を離れて行う職業訓練)を実施した事業主へ、訓練費用の一部を助成する制度です。

※対象分野は裏面の「成長分野等一覧表」をご覧ください。

奨励金支給対象事業主の要件

- ① 健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること
- ② ①の事業に、申請前5年以内(職業訓練計画中を含む)に雇い入れた、または 異分野から配置転換した従業員を雇用していること
- ③ ②の労働者に対して職業訓練計画を作成し、労働局長の認定を受けること など

支給対象となる職業訓練コース

- ① 成長分野等の業務に関連する訓練内容であること
- ② 1コースの訓練時間が10時間以上であること
- ③ Off-JTであること

など

支給額

事業主が負担した訓練費用を、1コースにつき対象者1人あたり20万円(※)を上限として 支給します。※中小企業が大学院を利用した場合には、50万円を上限とします。

この奨励金を活用するメリット

- ▶ 対象労働者1人あたり上限20万円までの範囲で事業主が負担した訓練費用を 助成しますので、実質的な負担なく訓練を実施することもできます。
- ▶ 支給対象労働者数に上限がありませんので、幅広い従業員を対象とした訓練を 実施することができます。
- ▶ 企業の規模にかかわりなく活用することができます。
- ▶ 成長分野等の業務に関する訓練は幅広く支給対象となるため、さまざまな内容 の訓練を実施することができます。(※趣味教養との区別がつかない内容のものは対象外です)

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。 詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

受給までの流れ

職業訓練計画を作成し、訓練開始1ヵ月前までに労働局またはハロ―ワ―クに提出



労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定(または不認定)し、事業主へ通知



職業訓練計画に基づき訓練を実施



訓練終了後、2ヵ月以内に労働局またはハローワークへ支給申請



中央職業能力開発協会から事業主へ支給(または不支給)決定通知書を送付。 支給決定された場合は、支給決定額を振込

成長分野等一覧表※

下の一覧表の産業分類に該当する事業を行っている場合に、支給対象となります。これらの事業のほかに、該当しない事業も行っている場合には、該当する事業についてのみ支給対象となります。

日本標準産業分類	
大分類A → 中分類O2- 林業	
大分類D- 建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物などを建築しているもの
大分類E- 製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33- 電気業	
大分類G- 情報通信業	
大分類H- 運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71- 学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804-スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246-スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P- 医療、福祉	
大分類R → 中分類88- 廃棄物処理業 例)ごみ処分業	
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンド
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンド

- ※「建設業」「製造業」「学術・開発研究機関」「その他」については、環境分野や健康分野に関する建築物を建築するなど、一覧表に掲げる要件を満たす事業を行っている場合に限ります。
- ※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。